

大和市火災予防条例の一部改正に伴う市民意見公募の結果

1 意見公募の概要

- (1) 募集期間 令和7年12月15日（月曜日）～令和8年1月15日（木曜日）
- (2) 意見の提出方法 窓口持参、郵送、ファクス、電子申請
- (3) 周知方法 広報やまと（1月1日号）、市ホームページ
- (4) 公表資料 大和市火災予防条例の一部改正（案）について
- (5) 閲覧場所
- 文書による閲覧
 - 市役所本庁舎1階情報公開コーナー、各コミュニティセンター、各図書館、各学習センター、各分室、各連絡所、保健福祉センター
 - 市のホームページ

2 意見提出者数と件数

1人、1件

3 意見の概要とそれに対する市の考え方

整理番号	意見の概要	対応区分	市の考え方
1	<p>罰則について、条例改正前に、罰則に抵触する行為の1年間の発生件数を教えてください。</p> <p>条例改正後、年間摘発予想件数を教えてください。</p> <p>改正理由に「林地が点在し、」とありますが大和市も以前に比べ、林地が減少しています。指定した林野の見直しの有無と、有る場合は何年毎に見直しをするのか教えてください。</p>	4	<p>罰則の対象は、火災警報発令時に、対象区域で火の使用制限に違反したものとなります。令和7年中は、火災警報を発令しておりませんので0件です。</p> <p>条例改正により林野火災警報発令時に火の使用制限を守らなかった場合は罰則が規定されていますが、件数の予想は行っておりません。本市ホームページ等で発令の対象区域や火の使用制限等について周知を図り、違反が無いように努めています。</p> <p>ご意見のとおり市内の林野は減少傾向にありますので、見直しについては、年数は決めず土地開発の情報等をもとに、必要に応じて行います。</p>

対応区分	1：改正（案）に反映されているもの 2：改正にあたり、参考にするもの 3：改正（案）に反映されていないもの 4：その他
------	--